

GPIF改革の施行(10月1日)に伴い、 政省令等において定めることが必要となる事項

GPIF改革の施行（10月1日）に伴い、政省令等において定めることが必要となる事項

	項目	
(1) 再就職に関する規制関係	①再就職のあっせん規制の対象となる子法人の範囲	P6
	②求職活動の規制対象となる利害関係金融事業者の範囲	P7
	③求職活動の規制の適用除外の範囲 (組織の意思決定の権限を有しない地位にある者、業務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)	P8
	④金融事業者(※)再就職者による依頼等の規制対象 (対象となる法人の内部組織、管理監督の地位及び適用除外の範囲)	P13
	⑤金融事業者再就職者から禁止されている依頼等を受けた場合の理事長への届出	P16
	⑥金融事業者の地位に就いた場合の理事長への届出 (届出義務の対象となる管理監督の地位及び対象外となる場合の範囲)	P17
(2) 経営委員会関係	①議決事項 (監査委員会の職務執行のため必要な事項、業務の適性を確保するために必要な法人の体制整備)	P19
	②開催頻度	P21
(3) 情報開示	①経営委員会の委員長が公表すべき会議の議事録その他の書類及び公表時期	P24
	②積立金の運用実績の公表頻度及び公表する書類	P26
(4) その他	管理運用業務担当理事の代表権の範囲	P30
(5) 運用関係	運用対象となるデリバティブ取引の範囲	P32

※銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融業(これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。)を行う者(法第9条第2項第1号)

御議論いただきたい事項

	項目	御議論いただきたい事項	備考
(1)再就職に関する規制関係	①再就職のあつせん規制の対象となる子法人の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・今回のGPIFの役職員に対する再就職規制は、公務員並みの再就職規制措置を講ずるため、国家公務員法の規定を参考にしたものである。 ・このため、再就職に関する規制について、同様の規定を定める国家公務員法の規定を参考にしてはどうか。 	運用専門職員(任期付き)の取扱い
	②求職活動の規制対象となる利害関係金融事業者の範囲		
	③求職活動の規制の適用除外の範囲		
	④金融事業者再就職者による依頼等の規制対象		
	⑤金融事業者再就職者から禁止されている依頼等を受けた場合の理事長への届出		
	⑥金融事業者の地位に就いた場合の理事長への届出		
(2)経営委員会関係	①議決事項	・会社法の規定を参考にしてはどうか。	
	②開催頻度	・原則月1回としてはどうか。	
(3)情報開示	①経営委員会の委員長が公表すべき会議の議事録その他の書類及び公表時期	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録の他に議事概要を公表することとしてはどうか。 ・議事概要は会議後速やかに、議事録は10年又は7年経過後に公開することとしてはどうか。 	
	②積立金の運用実績の公表頻度	・年度ごとに公開することとしてはどうか。	
(4)その他	管理運用業務担当理事の代表権の範囲	・「運用受託機関との契約締結事務」を定めてはどうか。	
(5)運用関係	運用対象となるデリバティブ取引の範囲	・年金部会における議論の整理を踏まえ、「株価指数先物取引」を定めてはどうか。	

(1) 再就職に関する規制関係

再就職規制に関する経緯等

<1. 年金部会における議論>

- GPIFのガバナンス体制の強化に係る年金部会の議論において、役員の再就職規制に関して、以下の措置を講ずることとされたところ。

(参考1) GPIF改革に係る議論の整理(平成28年2月8日 社会保障審議会年金部会)(抄)

(その他)

○その他、以下のような意見があった。

・経営委員を含めた役員の利益相反については、しっかりと防止していくことが当然であり、少なくとも公務員並みの措置が制度上担保される必要があるとの意見。

(参考2) GPIF改革の方針(平成28年2月16日 厚生労働省年金局)(抄)

I 更なるガバナンス体制の強化

2) 意思決定・監督と執行の分離

○ 役員(経営委員長及び経営委員を含む。)の利益相反を防止するため、公務員並みの再就職規制措置等を講ずる。

<2. 改正法における規定>

- 今回の改正法においては、年金部会における議論を踏まえ、国民からお預かりしている年金積立金を将来の年金給付のために運用していくGPIFの業務の特性に鑑み、より一層の国民の信頼を確保するため、現在適用されている独立行政法人通則法に定める役職員の再就職規制の上乗せ規制として、公務員並の再就職規制を定めている。具体的には、次ページのとおり。

役職員に対する再就職規制に関する比較

項目	独立行政法人(中期目標管理法人)への規制	国家公務員法による規制	改正GPIF法による規制
他の役職員についての依頼等の規制	<p>役職員が、<u>密接関係法人等(法人と密接な関係を有する営利企業等)</u>に対して、他の役職員等を再就職させることを目的に、</p> <p>(A)被あつせん者の情報提供 (B)再就職先の情報提供の依頼 (C)再就職の要求又は依頼</p> <p>することを禁止</p>	<p><u>営利企業等に対する左記の行為が禁止</u></p>	<p>独立行政法人への規制に加え、<u>金融事業者に対する(A)(B)(C)の行為が禁止</u></p>
在職中の求職規制	<p>役職員が、<u>法令等違反行為(法令等に違反する業務上の行為)</u>に関連して、<u>営利企業等に対し、再就職の要求又は依頼</u>することを禁止</p>	<p><u>利害関係企業等(利害関係を有する営利企業等)に対する(A(自己の情報提供))(B)(C)の行為が原則禁止</u></p>	<p>独立行政法人への規制に加え、<u>利害関係金融事業者に対する(A)(B)(C)の行為が原則禁止</u></p>
再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出	<p>・法人の業務に係る法令等違反行為の働きかけに限定した上で、再就職者への規制ではなく、<u>法人の役職員に対し、働きかけを受けた旨の理事長への届出を義務づけ。</u></p> <p>・届出義務となる働きかけは、<u>再就職者が離職後2年間に</u>行うもの(再就職者が自ら行った契約・処分に関する働きかけは時期を限定していない。)</p>	<p>再就職者による、離職前原則5年間に在籍した内部組織の職員に対する、<u>契約事務等に関する職務上の働きかけを禁止(離職後2年間)</u></p>	<p>独立行政法人への規制に加え、<u>金融事業者に対する国家公務員法で規制される行為と同様の行為が禁止</u></p>
理事長への届出	<p>役職員が、在職中に営利企業等への再就職を約束した場合に、理事長に届け出ることを義務づけ。</p>	<p>在職中に再就職の約束をした場合に加え、<u>管理職員が離職後2年間、営利企業等の再就職した場合に届出</u></p>	<p>在職中に再就職の約束をした場合に加え、<u>役員及び管理職員が離職後2年間、金融事業者の再就職した場合に届出5</u></p>

①再就職のあっせん規制の対象となる子法人の範囲

<1. 改正法の内容>

- 改正法において、独立行政法人通則法の規定に上乗せで、公務員並みの規制として、役職員に対する金融事業者を対象とした再就職あっせん行為を規制したところ。
- 具体的には、国家公務員法の規定を参考に、GPIFの役職員が、金融事業者に対し、他の役職員やそのOBに、当該事業者やその子法人(政令で規定)に再就職させることを目的として、(A)被あっせん者の情報を提供すること、(B)再就職先の情報提供を依頼すること又は(C)再就職の要求又は依頼をすることを禁止している。

(参考)●公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第114号)による改正後の年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号)(平成29年10月施行)

(他の管理運用法人役職員についての依頼等の規制の特例)

第十五条 管理運用法人の役員又は職員(非常勤の者を除く。以下「管理運用法人役職員」という。)は、通則法第五十条の四第一項及び第六項に定めるもののほか、金融事業者に対し、他の管理運用法人役職員をその離職後に、若しくは管理運用法人役職員であった者を、当該金融事業者若しくはその子法人(当該金融事業者が財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。)を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。)の地位に就かせることを目的として、当該他の管理運用法人役職員若しくは当該管理運用法人役職員であった者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該他の管理運用法人役職員をその離職後に、若しくは当該管理運用法人役職員であった者を、当該金融事業者若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

2 (略)

<2. 政令に規定する内容(案)>

- 再就職のあっせん規制の対象となる「子法人」の範囲について、同様の規定を定める国家公務員法に基づく政令と同様に、以下のとおり規定してはどうか。

- ・ 株主等の議決権の総数の100分の50を超える議決権を保有する法人
- ・ 子法人を含めて、株主等の議決権の総数の100分の50を超える議決権を保有する法人

②求職活動の規制対象となる利害関係金融事業者の範囲

<1. 改正法の内容>

- 改正法において、利害関係金融事業者を対象とした在職中の求職活動について、独立行政法人通則法の規制に上乗せで、公務員並みの規制として、利害関係金融事業者を対象とした在職中の求職活動に関する規制を設けている。
- 具体的には、国家公務員法の規定を踏まえ、GPIFの役職員が、利害関係金融事業者に対し、離職後に、当該事業者やその子法人に再就職することを目的として、(A)自己に関する情報の提供すること、(B)再就職先の情報の提供を依頼すること、又は(C)再就職の要求又は約束することを禁止している。

(参考)●公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第114号)による改正後の年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号)(平成29年10月施行)

(在職中の求職の特例)

第十六条 管理運用法人役職員は、通則法第五十条の五に定めるもののほか、利害関係金融事業者(金融事業者のうち管理運用法人役職員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものをいう。以下この項及び次項第三号において同じ。)に対し、離職後に当該利害関係金融事業者若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

2 (略)

<2. 政令に規定する内容(案)>

- 求職活動の規制対象となる「利害関係金融事業者」の範囲について、同様に規定を定める国家公務員法に基づく政令を参考に、以下のとおり規定してはどうか。

職員が職務として携わる

- ・ GPIFと契約を締結している金融事業者
- ・ 契約の申込みをしている金融事業者
- ・ 契約の申込みをしようとしていることが明らかである金融事業者

③ 求職活動の規制の適用除外の範囲

<1. 改正法の内容>

- 前述のとおり、利害関係金融事業者を対象とした在職中の求職活動について、独立行政法人通則法の規制に上乘せとして、公務員並みの規制を設けている。
- その際、それぞれ以下の場合には、適用しないこととされている。
 - ① 現役出向の場合
 - ② 組織の意思決定の権限を実質的に有しない地位に就いている職員(省令で規定)
 - ③ 業務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合(省令で規定)

●(参考)公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第114号)による改正後の年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号)(平成29年10月施行)

(在職中の求職の規制の特例)

第十六条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 (略)

二 管理運用法人役職員のうち、管理運用法人の組織の意思決定の権限を実質的に有しない地位として厚生労働省令で定めるものに就いている職員が行う場合

三 管理運用法人役職員が利害関係金融事業者に対し、当該利害関係金融事業者若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束することにより管理運用法人の業務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として厚生労働省令で定める場合において、任命権者の承認を得た管理運用法人役職員が当該承認に係る利害関係金融事業者に対して行う場合

③ 求職活動の規制の適用除外の範囲

<2. 国家公務員と同様に省令に規定する内容(案)>

○ 金融事業者を対象とした在職中の求職の適用除外の範囲について、同様の規定を定める国家公務員法に基づく政令を参考に、以下のとおり規定してはどうか。

<組織の意思決定の権限を実質的に有しない地位に就いている職員>

- ・ 本省課長補佐級以上の職員以外の職員
※本省課長補佐は、GPIFでは課長代理に相当。

<業務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合>

※下記に規定される場合のいずれかに該当し、かつ、業務の公正性を損ねるおそれがない場合として認められた場合(任命権者の承認が必要)

- ・ 裁量の余地が少ないと認められる場合
- ・ 職員の有する高度の専門的な知識経験を必要とする再就職先に再就職する場合
- ・ 親族からの要請に応じ、再就職する場合
- ・ 一般公募に応じる場合

③ 求職活動の規制の適用除外の範囲

<3. GPIFの特殊性を踏まえ省令に規定する内容(案)>

- GPIFでは、運用の多様化・高度化に対応するため、専門性が高い人材を運用専門職員として、3年以内の有期雇用契約により採用を進めている。
- これらの人材は、専門性を要する特定の職務を行うことを前提として、期間の定めのある雇用契約を結んでおり、
 - ・ 専門性を活かして関連の業界でキャリアアップしていく過程でGPIFに在籍している
 - ・ 高い専門性故に柔軟な配置転換等が困難といった点で他の職員との違いがある。
- これらの者についても、他の職員と同様に求職活動の規制対象とすることを原則とするが、上記のような差異も踏まえ、他の職員と異なる一定の配慮措置が必要。
- このため、運用専門職員については、代理人を介した求職活動であって、業務の公正性を損ねるおそれがない場合を規制の適用除外としてはどうか。

<参考> 運用専門職員の状況

【前提】

- ・有期雇用契約(任期1年～3年(更新有り))
- ・報酬については年俸制
- ・特別手当は評価に応じて標準評価の支給額±50%の範囲で変動(最低評価では支給なし)

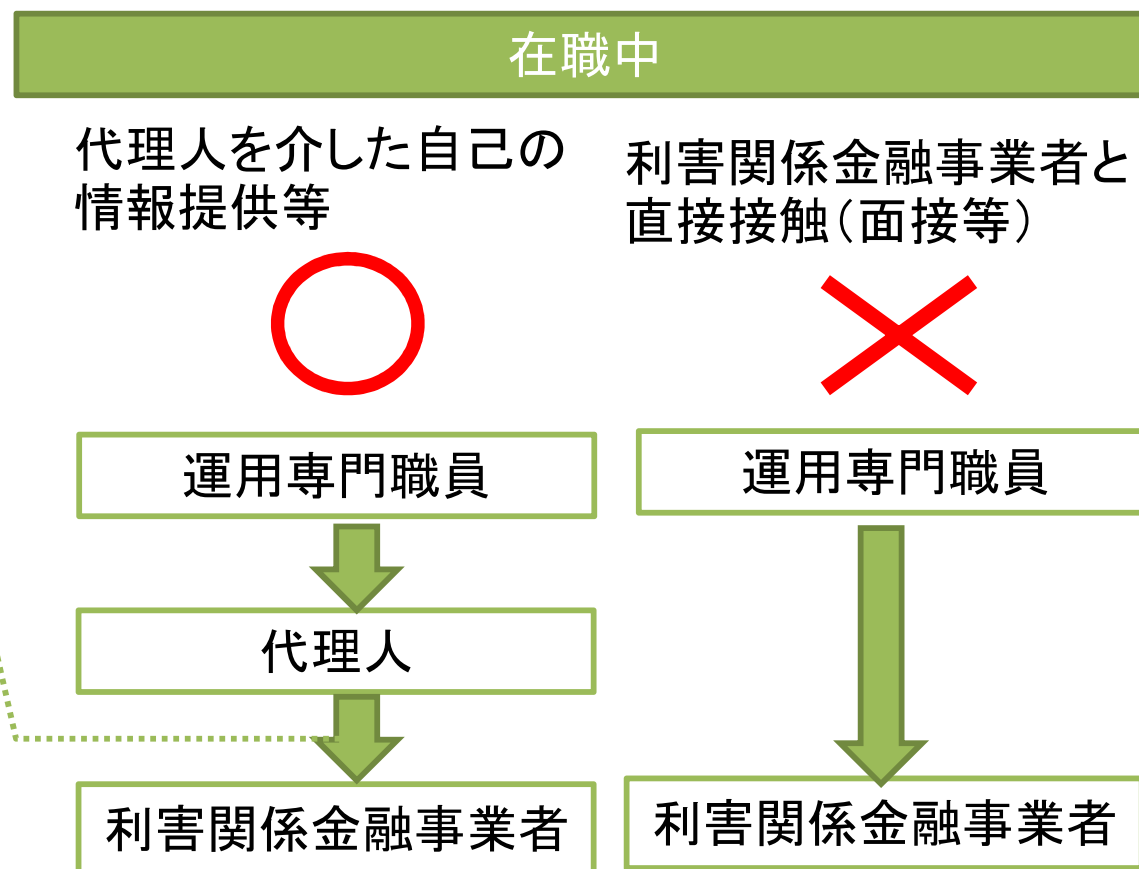
平成29年4月1日現在

職務	投資戦略(市場分析等)に関する業務	運用リスク管理に関する業務	スチュワードシップ等に関する業務	委託資産の管理・運用に関する業務	オルタナティブ運用(不動産、PE・VC、インフラ)に関する業務
人数	3名	2名	2名	3名	6名
前職	証券会社等	コンサル、生保等	信託銀行等	投資顧問、証券会社等	銀行、生保、不動産等

運用専門職員の求職活動の特例イメージ（案）

- 運用専門職員については、代理人を介した求職活動であって、業務の公正性を損ねるおそれがない場合に限って求職活動を認める。
- 具体的には、代理人を介した求職活動であっても、面接などの当該職員と利害関係金融事業者が直接接触することは、在職中は認めない。

- ◆ 代理人から利害関係金融事業者に自己の情報が提供される場合等には、運用専門職員は、事前に任命権者の承認を得る必要がある。
- ◆ 任命権者は、公正性の観点から承認して問題がないかを判断。



④金融事業者再就職者による依頼等の規制対象（対象となる法人の内部組織）

<1. 改正法の内容>

- 金融事業者再就職者（離職後に金融事業者に再就職した者）から職務上の行為をするよう依頼等が生ずるような事態となった場合、GPIFの業務の公平性、引いてはGPIFの国民の信頼を損なう可能性がある。このため、独立行政法人通則法の規定に上乗せで、公務員並みの規制として、金融事業者再就職者による依頼等に関する規制を設けている。
- 具体的には、金融事業者再就職者は、離職前5年間に在籍していた内部組織（省令で規定）に属する役職員に、職務に係る契約事務に関して、離職後2年間、職務上の行為をするように要求又は依頼してはならないこととされている。

●公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第114号）による改正後の年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）（平成29年10月施行）

（金融事業者再就職者による依頼等の規制）

第十七条 管理運用法人役職員であった者であつて離職後に金融事業者の地位に就いている者（退職手当通算予定役職員であった者であつて引き続いて退職手当通算法人等の地位に就いている者を除く。以下この条において「金融事業者再就職者」という。）は、離職前五年間に在職していた管理運用法人の内部組織として厚生労働省令で定めるものに属する役員又は職員に対し、契約事務（管理運用法人と当該金融事業者又はその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約に関する事務をいう。以下この条において同じ。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。



<2. 省令に規定する内容(案)>

- GPIFの内部組織について、現行のGPIF省令の規定と同様に、現に存する理事長の直近下位の内部組織を規定してはどうか。

④金融事業者再就職者による依頼等の規制対象（管理監督の地位）

<1. 改正法の内容>

- 金融事業再就職者のうち、管理監督の地位（省令で規定）に、離職より5年以上前に在籍していた組織に属する役職員は、離職後2年間、職務上の行為をするように要求又は依頼してはならないこととされている。

- 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第114号）による改正後の年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）（平成29年10月施行）

（金融事業者再就職者による依頼等の規制）

第十七条（略）

- 2 前項に定めるもののほか、金融事業者再就職者のうち、管理運用法人の役員又は管理若しくは監督の地位として厚生労働省令で定めるものに、離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該地位に就いていた時に在職していた内部組織として厚生労働省令で定めるものに属する役員又は職員に対し、契約事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該地位に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

3～5（略）

（理事長への届出）

- 第十七条の二 管理運用法人役職員であつた者のうち、管理運用法人の役員又は管理若しくは監督の地位として厚生労働省令で定めるものに就いていた者（退職手当通算予定役職員であつた者であつて引き続いて退職手当通算法人等の地位に就いている者を除く。）は、離職後二年間、金融事業者の地位に就いた場合は、通則法第五十条の七第一項の規定による届出を行った場合、日々雇入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、理事長にその旨を届け出なければならない。



<2. 省令に規定する内容（案）>

- 管理監督者の地位について、現行のGPIF省令の規定と同様に、課長相当職以上を規定してはどうか。

④金融事業者再就職者による依頼等の規制対象（適用除外の範囲）

<1. 改正法の内容>

- 金融事業者再就職者による依頼等の規制について、業務の公正性の確保に支障が生じられないと認められる場合（省令で規定）は、適用除外となる。

- 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第114号）による改正後の年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）（平成29年10月施行）

（金融事業者再就職者による依頼等の規制）

第十七条 管理運用法人役職員であった者であって離職後に金融事業者の地位に就いている者（中略）は、離職前五年間に在職していた管理運用法人の内部組織として厚生労働省令で定めるものに属する役員又は職員に対し、契約事務（中略）であって離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

2・3（略）

4 前三項の規定は、金融事業者再就職者が管理運用法人の役員又は職員に対し、契約事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより管理運用法人の業務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として厚生労働省令で定める場合において、理事長の承認を得て、金融事業者再就職者が当該承認に係る役員又は職員に対し、当該承認に係る契約事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合には、適用しない。

5（略）



<2. 省令に規定する内容（案）>

- 金融事業者再就職者による依頼等の規制が適用除外となる場合について、国家公務員法に基づく政令・規則と同様に、電気、ガス又は水道水の供給、日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約を規定してはどうか。

⑤金融事業者再就職者から禁止されている依頼等を受けた場合の 理事長への届出

<1. 改正法の内容>

- 前述のとおり、金融事業者再就職者は、離職前5年間に在籍していた内部組織に属する役職員に、職務に係る契約事務に関して、離職後2年間、職務上の行為をするように要求し、又は依頼してはならないこととされている。
- GPIFの役職員は、金融事業者再就職者から禁止されている上記の要求又は依頼を受けたときは、理事長にその旨を届け出なければならないこととされている。

●公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第114号)による改正後の年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号)(平成29年10月施行)

(金融事業者再就職者による依頼等の規制)

第十七条 管理運用法人役職員であった者であって離職後に金融事業者の地位に就いている者(中略)は、離職前五年間に在職していた管理運用法人の内部組織として厚生労働省令で定めるものに属する役員又は職員に対し、契約事務(中略)であって離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

2~4 (略)

5 管理運用法人役職員は、通則法第五十条の六に定めるもののほか、前項に規定する場合を除き、金融事業者再就職者から第一項から第三項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたときは、政令で定めるところにより、理事長にその旨を届け出なければならない。



<2. 政令に規定する内容(案)>

- 契約事務に関する職務上の行為の働きかけを禁止する国家公務員法に基づく政令の規定と同様に、以下を規定してはどうか。
 - ・ 要求又は依頼を受けた後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。
- ①氏名、②生年月日、③職位、④依頼等をした再就職者の氏名、⑤再就職者がその地位に就いている金融事業者の名称及び当該金融事業者における当該再就職者の地位、⑥依頼等が行われた日時、⑦依頼等の内容

⑥金融事業者の地位に就いた場合の理事長への届出

<1. 改正法の内容>

- 役職員であって、役員や管理監督の地位に就いていた者は、離職後2年間、金融事業者に再就職した場合は、理事長への届出を行わなければならないこととされている。
- この場合において、日々雇い入れられる者となった場合その他政令で定める場合においては、理事長への届出をしなくてもよいこととされている。

● 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第114号)による改正後の年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号)(平成29年10月施行)

(理事長への届出)

第十七条の二 管理運用法人役職員であった者のうち、管理運用法人の役員又は管理若しくは監督の地位として厚生労働省令で定めるものに就いていた者(退職手当通算予定役職員であった者であって引き続いて退職手当通算法人等の地位に就いている者を除く。)は、離職後二年間、金融事業者の地位に就いた場合は、通則法第五十条の七第一項の規定による届出を行った場合、日々雇い入れられる者となった場合その他政令で定める場合を除き、理事長にその旨を届け出なければならない。



<2. 政令における対応方針(案)>

- 上記の規定は、国家公務員法の規定を参考にしたものであるが、同法に基づく政令においては、任命権者等の要請に応じて特別職国家公務員等となった場合、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、その報酬額が一定額以下の場合等を規定している。
- GPIFの役職員が、金融事業者であって、かつ、そのような地位に就く可能性は低いことから、同様の規定は不要ではないか。

(2) 経営委員会について

① 経営委員会の議決事項

<1. 改正法の内容>

- 今回のガバナンス改革では、合議制の経営委員会を設置し、重要方針はこの経営委員会が決定するとともに、「意思決定や監督」と「執行」を分離し、執行部の責任と権限を明確化することとされている。
- 経営委員会や監査委員会による適切なガバナンスが確保されるよう、改正法では、GPIFにおける重要事項を経営委員会の議決事項としている。
- 議決事項については、独法通則法等に定められているもののほか、監査委員会が業務を行う体制の基礎を定めるため、また、経営委員会として、業務の執行が適正に行われる内部統制体制を整備することができるよう、会社法の規定を参考に、以下の規定を設けている。

<参考> ● 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第114号)による改正後の年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号)(平成29年10月施行)

(経営委員会の権限)

第五条の三 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

一 次に掲げる事項の議決

イ～チ (略)

リ 監査委員会の職務の執行のため必要なものとして厚生労働省令で定める事項

ヌ 管理運用法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備

ル～カ (略)

二 役員の職務の執行の監督

2・3 (略)

<2. 省令に規定する内容(案)>



- 今回のガバナンス改革は、会社法における監査等委員会も参考にしたものであることから、会社法に基づく規則の規定を参考に次ページのとおり規定してはどうか。

① 経営委員会の議決事項

＜監査委員会の職務執行のために必要なものとして厚生労働省令で定める事項＞

- I 監査委員会の職務を補助すべき職員に関する事項
- II 職員の理事長及び理事からの独立性に関する事項
- III 監査委員会の I の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- IV 役員（監査委員である委員を除く。）及び職員が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
- V 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- VI 監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- VII その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

＜業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備＞

- I 理事長及び理事の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制
- II 理事長及び理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- III 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- IV 理事長及び理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- V 職員の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制

②経営委員会の開催頻度

<1. 改正法の内容>

- 今回のガバナンス改革では、「意思決定や監督」と「執行」を分離し、執行部の執行状況を経営委員会が適切に監督することとされている。
- この経営委員会の開催については、類似の合議制機関である日本銀行の政策委員会や日本放送協会の経営委員会に関する規定を参考に、執行部に対する適切な監督を行うことができるよう、以下の規定を設けている。

(参考)●公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第114号)による改正後の年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号)(平成29年10月施行)

(経営委員会の招集)

第五条の五 経営委員会は、委員長(委員長に事故があるときは、前条第三項に規定する委員長の職務を代理する者。以下この章及び第五条の十第三項において同じ。)が招集する。

2 委員長は、厚生労働省令で定めるところにより、定期的に経営委員会を招集しなければならない。

3・4 (略)



<2. 省令に規定する内容(案)>

- 経営委員会の具体的な在り方については、経営委員会発足後に議論され、決定されることになるが、現時点において、省令で定める最低限の開催頻度としては、現在の運用委員会の開催状況も踏まえ、原則月1回としてはどうか。

<参考> 運用委員会の開催（平成28年度）

	開催日	主な内容
第105回	2016年 (平成28) 4月15日	基本ポートフォリオの検証(第3回)、外国株式の運用機関の公募、業務方針の一部改正、平成27年度業務概況書の公表日に関する主な国会質疑、GPIF改革関連法案
第106回	5月30日	委員長の選任・委員長代理の指名、保有銘柄の開示方法、基本ポートフォリオの定期検証、平成28年度委託調査研究計画、平成27年度のキャッシュアウトへの対応と今後の見通し、資産構成割合の管理状況
第107回 (第9回ガバナンス会議合同会議)	6月30日	議長の選任・議長代理の指名、運用委員会規則の改正(案)、平成27事業年度財務諸表(案)、平成27年度業務実績評価(案)、保有銘柄の開示方法(第2回)、10年のあゆみ(平成27年度業務概況書(案))、投資におけるESGの考慮について～現状と課題～
第108回	7月14日	業務方法書の変更(案)、保有銘柄の開示方法(第3回)、物価連動国債の今後の取り扱い、平成27年度業務概況書(案)、スチュワードシップ推進グループの取組み及びESG指数のアイデア募集、外国債券運用受託機関の構成及び総合評価結果
第109回 (第10回ガバナンス会議合同会議)	9月1日	平成27年度における「投資原則」の実施状況、国の委員会組織における審議参加の制限等の状況、業務方針の一部改正、平成28年度第1四半期運用状況、資産構成割合の管理状況等、リスク管理状況等の報告、GPIFにおけるオルタナティブ資産への投資手法の追加(LPSへの出資)
第110回 (第11回ガバナンス会議合同会議)	10月20日	金融事業者からの研究助成等に関するルール化(案)、保有銘柄開示による市場への影響に関する検証、平成28年度委託調査研究等の受託状況、企業アセット・オーナーフォーラム、外国株式マネジャー・ストラクチャーの見直し、平成28年度国内債券運用受託機関の総合評価結果、オルタナティブ資産に係る投資プログラム、実績評価結果(厚生労働大臣評価)
第111回 (第12回ガバナンス会議合同会議)	11月9日	金融事業者からの研究助成等に関するルール化について(一部修正)、運用委員による行動規範の実施状況の確認(案)、外国株式マネジャー・ストラクチャー見直しの今後の進め方、ESG指数の応募状況と今後の進め方、GPIFにおけるスチュワードシップ活動の推進、資産構成割合の管理状況等
第112回 (第13回ガバナンス会議合同会議)	12月16日	役職員による行動規範の実施状況の確認結果、運用委員による行動規範の実施状況の確認結果等、ESG指数について(第4回)、基本ポートフォリオに基づく運用の現況と対応、リスク管理状況等の報告、平成27年度の委託調査研究、GPIFにおけるスチュワードシップ活動の推進、GPIF Finance Awards、アジアインベスター受賞報告、平成28年度第2四半期運用状況、年金制度改革法
第113回	2017年 (平成29) 1月20日	業務方法書の変更(案)、ESG指数について(第5回)、乖離許容幅の遵守管理方針等、平成28年スチュワードシップ活動報告、平成28年度国内株式運用受託機関の総合評価結果及び平成28年度外国株式運用受託機関の総合評価結果、専門人材等の確保に係る進捗状況等
第114回	2月20日	保有銘柄開示の影響分析結果、運用リスク管理強化の取組み、資産構成割合の管理状況等、米国インフラ投資に関する一部報道
第115回	3月9日	平成29年度計画(案)(第1回)、平成28年度資産管理機関の総合評価結果、国内株式パッシブ運用機関の公募、推定トラッキングエラーのモニタリング、リスク管理状況等の報告、年金運用に関する講演会の開催(及びGPIF Finance Awards受賞者の発表)、平成28年度第3四半期運用状況
第116回	3月29日	平成29年度計画(案)(第2回)、オルタナティブ資産に係る公募の開始、外債アクティブにおけるソブリン債投資、外国債券運用の多様化と為替リスクの管理、基本ポートフォリオの定期検証(平成29年度)にむけて、申し合わせ事項(案)、GPIF Finance Awards

(3) 情報開示

① 経営委員会の委員長が公表すべき会議の議事録その他の書類及び公表時期

<1. 改正法の内容>

- 合議制の意思決定機関では、その透明性を確保するため、例えば、日本銀行の政策委員会において、法律において議事録や議事要旨の公表に関する規定を設けている。
 - ・ 議事録 : 政策委員会が適当と認める期間の経過後に、公表
 - ・ 議事要旨 : 会議の終了後、速やかに作成し、政策委員会の承認を得て、公表
- 今回の法改正において、経営委員会について、日本銀行の例も踏まえ、以下の規定を設けている。

● 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第114号)による改正後の年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号)(平成29年10月施行)

(議事録等の公表)

第五条の七 委員長は、経営委員会の定めるところにより、第五条の三第一項第一号に規定する事項を議事とする会議の議事録その他厚生労働省令で定める書類を作成し、厚生労働省令で定める期間の経過後速やかに、公表しなければならない。



<2. 省令に規定する内容(案)>

- 現在のGPIFの運用委員会では、議事録のほか、議事概要を作成し、運用委員会の了承を経て、公表する取扱いとしている。
- このため、経営委員会について、議事録のほかに公表義務が課せられる書類として、議事概要を規定してはどうか。

① 経営委員会の委員長が公表すべき会議の議事録その他の書類 及び公表時期

<2. 省令に規定する内容(案)>

- また、経営委員会の議事録等の公表についての規定は、日本銀行や現在の運用委員会における議事録の公表を参考にしたものであることから、以下のとおりとしてはどうか。

【公表までの期間】

- 議事概要※ : 会議終了後、速やかに作成し、経営委員会の了承を得て、公表
(※厚生労働省令で定める書類として、規定予定。)

- 議事録 : (案1) 会議終了後、10年間経過後に公表
※日本銀行(委員の任期は5年)の議事録公表と同じ扱い
(案2) 会議終了後、7年間経過後に公表
※現在の運用委員会の議事録公表と同じ扱い

②積立金の運用実績の公表頻度及び公表する書類

<1. 改正法の内容>

- 情報公開については、市場への影響に配慮しつつ、国民から一層信頼される組織体制の確立を図る観点から、年金積立金の運用に関して可能な限り情報公開を行い、広く国民の理解を得ていくことが重要。
- このため、従来より法律に規定されている業務概況書の公表に加え、GPIFの保有する銘柄と時価総額に関する運用実績等の公表について新たに規定を設けたところ。

● 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第114号)による改正後の年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号)(平成29年10月施行) ※下線部分は改正部分

第七章 業務の概況等の公表

第二十六条 管理運用法人は、各事業年度の通則法第三十八条第一項の規定による同項の財務諸表の提出後遅滞なく、当該事業年度における年金積立金の資産の額及びその構成割合並びに運用収入の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した業務概況書を作成し、これを公表しなければならない。

2 管理運用法人は、厚生労働省令で定める期間ごとに、年金積立金の運用の実績その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類を作成し、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

②積立金の運用実績の公表頻度及び公表する書類

<2. 省令に規定する内容(案)>

○ 現時点で規定する内容として、以下としてはどうか。

項目	「年金積立金の運用の実績」
具体的内容	保有する銘柄(債券については発行体)と時価総額
時期	年度ごと(1年に1回)
方法	業務概況書の公表と併せて、インターネットの利用等適切な方法により公表
備考	2016年7月から、GPIFにおいて段階的に実施中

※「その他厚生労働省令で定める事項」については、今後、必要が生じれば、追加して規定。

※※ 市場への影響の検証(イベントスタディ)において、大きな支障が生じた場合は、見直しが必要。

<参考> 保有銘柄の開示スケジュール

第1段階(2016年7月29日)

2015.3

2016.3

2016.7

2016.11

2017.3

2017.7

1年4か月前時点の
保有銘柄の情報を開示

市場への影響の検証(イベントスタディ)等を実施

第2段階(2016年11月25日)

2015.3

2016.3

2016.7

2016.11

2017.3

2017.7

8か月前時点の
保有銘柄の情報を開示

(併せて、対前年比分析も可能
以下同じ。)

市場への影響の検証(イベントスタディ)等を実施

第3段階(2017年7月)

2015.3

2016.3

2016.7

2016.11

2017.3

2017.7

3か月程前時点の
保有銘柄の情報を開示

市場への影響の検証(イベントスタディ)等を実施

以降は、毎年7月に前年度末(3か月程前)時点の状況を公表

(4) その他

管理運用担当理事の代表権の範囲

<1. 改正法の内容>

- 改正法では、GPIFにおいて、アクティブ運用の増加、マネージャー・エントリー制度の導入等による契約事務が増加している状況を踏まえ、より適時適切に契約締結を実行できるような機動的な体制を確保するため、管理運用担当理事に代表権を付与しているところ。
- これは、管理運用担当理事による機動的な運用を確保することや取引の相手方の保護の観点からその代表権の範囲はあらかじめ定めておくことが適切であることから、厚生労働大臣が定めるものについて、代表権を掌理するものとされている。

● 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第114号)による改正後の年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号)(平成29年10月施行)

(役員 の 職務 及び 権限)

第七条 理事長は、管理運用法人を代表し、通則法第十九条第一項の規定にかかわらず、経営委員会の定めるところに従い、その業務を総理する。

2 (略)

3 管理運用業務担当理事は、管理運用業務のうち厚生労働大臣の定めるものについて、理事長の定めるところにより、管理運用法人を代表し、理事長を補佐して管理運用法人の業務を掌理する。

4・5 (略)



<2. 厚生労働大臣が定める内容(案)>

- 上記の趣旨を踏まえ、管理運用担当理事の代表権について、市場の動向に適時適切に対応することが必要となる「運用受託機関(資産管理機関を含む)との契約締結に関する事務」を定めようか。

(5)運用関係

運用対象となるデリバティブ取引の範囲

<1. 年金部会における議論等>

- デリバティブ取引は、投機を目的としたものから、原資産の価格変動リスクの管理を目的としたものなど、様々なものがある。改正前の規定では、取引可能なデリバティブ取引が法律上限定されており、運用におけるリスク管理の観点から必要な取引を柔軟に活用できない状況にあった。
- このような状況の中、GPIFのガバナンス体制の強化に係る年金部会の議論の中で、デリバティブ取引に関しては、以下の意見があったところ。

(参考1) GPIF改革に係る議論の整理(平成28年2月8日 社会保障審議会年金部会)(抄)

(2) 運用の見直し

3) 規制のありかた

○ 長期運用を基本とするGPIFにおいて、デリバティブの利用は限定的と解されるが、運用環境に大きな変動が生じる場合など以下のようなケースでは、その活用が運用リスクの軽減につながると考えられる。

・差金決済を伴う為替先物取引の例:

外国債券投資において、地政学的リスクの高まり(例: 特定国の債務危機など)等によって一部の通貨(ユーロなど)の変動が極めて大きくなっているような状況にあって、為替の変動による外貨建て資産の価格変動リスクを抑制するため、金融商品市場を通じた為替先物取引(市場デリバティブ)を実施するようなケース

・株価指数先物取引の例:

国内株式市場の好況等により、運用受託機関の保有株式の資産価値が急激に上昇し、リバランスを実施して株式の保有割合を削減する必要が生じている状況にあって、現物株式を一斉に売却すると流動性が低い銘柄を中心に株価の急激な下落を招き、結果として想定外の損失を蒙ることが懸念される際に、GPIFがまず流動性の高い株価指数先物売り建てた上で、受託運用機関が株式現物を時間をかけて売却していくようなケース。

(参考2) GPIF改革の方針(平成28年2月16日 厚生労働省年金局)(抄)

II 運用の見直し

1) リスク管理の方法の多様化

○ 他の年金運用機関等においてリスク管理のために一般的に活用されているデリバティブ取引のうち、現在、GPIFに利用が認められていない方法(例: 為替先物取引のうち市場デリバティブ取引、株価指数先物取引)について、リスク管理を目的とする場合に限定して利用可能とする。

具体的には、投機的な利用を防止するため、利用目的をリスク管理に限定することを法律上明記するとともに、利用機会・利用額の制限や経営委員会の関与の在り方等に関する担保措置を設定し、これを厚生労働大臣が認可する仕組みを設ける。

運用対象となるデリバティブ取引の範囲

<2. 改正法の内容>

○ 今回の法改正において、

- ・ これまで規定されている債券オプションや先物外国為替等も含めた、全てのデリバティブ取引について、「運用に係る損失の危険の管理」を目的として行うものに限定する旨を規定するとともに、
- ・ 年金積立金の安全かつ効率的な運用のため、運用におけるリスク管理の観点から、取引を認める必要性の高い先物外国為替に係る市場デリバティブ取引を認めるとともに、今後リスク管理に必要なデリバティブ取引を柔軟に規定することができるよう、新たにデリバティブ取引であって政令で定めるものを規定することとしている。

● 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第114号)による改正後の年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号)(平成29年10月施行)

(積立金の管理及び運用)

第二十一条 (略)

九 第一号及び前三号に定めるもののほか、デリバティブ取引であって政令で定めるもの(第一号から第三号までに掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。)

2 (略)



<3. 政令に規定する内容(案)>

- 運用におけるリスク管理のために必要性の高いデリバティブ取引を認める観点から、年金部会の議論を踏まえ、年金資金運用機関で一般的に使用されており、リスク管理の観点から必要性の高い「株価指数先物取引」を規定してはどうか。

リスク管理の方法の多様化（デリバティブ取引の追加）

- 現行法令上、GPIF自身が直接利用可能なデリバティブ取引

債券先物取引

先物外国為替取引（店頭デリバティブのみ）

債券オプション

通貨オプション

注）運用受託機関では、原資産の一時的な代替などのため、株式先物・債券先物など各種のデリバティブを活用

- 今般の改正では、他の年金運用機関等において、リスク管理のために一般的に活用されている取引を追加

- ・先物外国為替取引（市場デリバティブ・法改正で追加済み）
- ・株価指数先物取引（政令で追加）

【GPIFにおけるデリバティブ利用状況（現在）】

債券先物取引

（資産クラス）国内債券

（目的）約定～資金回収までの数日間に生じる、運用目標との乖離を抑制

（活用例）

パッシブファンドからの資金回収に伴う債券売却時に発生する売却代金分のキャッシュについて、約定から資金回収までの間、当該キャッシュに相当する債券先物を買建てることで、運用目標とする債券の収益率との間に生ずる乖離を抑制する。

【利用イメージ】

先物外国為替取引

（資産クラス）外国債券

（目的）為替レートの急激な変動による損失の危機を抑制
（活用イメージ）

外国債券投資において、地政学的リスクの高まり（特定国の債務危機など）等による為替レートの急激な変動による外貨建て資産の価格変動リスクを抑制するために先物外国為替取引を行う。

株価指数先物取引

（資産クラス）国内株式

（目的）急激な株価変動による損失の危機を抑制
（活用イメージ）

株式の保有割合を削減する必要がある状況で、株式現物の一斉売却による低流動性銘柄を中心とした急激な株価下落による損失を回避するために、GPIFがまず株式指数先物売り建てた上で、運用受託機関が株式現物を時間をかけて売却する。

(参考) GPIF改革に係る議論の整理 (平成28年2月8日社会保障審議会年金部会) (デリバティブ取引関係) (抜粋)

☆GPIF改革に係る議論の整理(平成28年2月8日 社会保障審議会年金部会)(抄)

(2) 運用の見直し

3) 規制のありかた

なお、デリバティブについては、その利用方法によっては投機的なものともなり得ることから、以下のような防止措置を講じるべきとの意見が多かった。

①法令でその利用目的を「リスクの管理」に限定する。

②①を担保するため、以下のようなルールを定め、厚生労働大臣の認可を受ける

・「利用機会の制限」(現物資産の売却等が将来の一定の時期に相当の確実さをもって行われる場合等に限定する)、

・「利用額の制限」(例:リバランスに株価指数先物を利用する場合は、予定している現物の配分額の変更の範囲内で利用する)、

・「利用時の経営委員会の関与」(経営委員会への事前又は事後の報告を義務付ける等)

③②のルールが遵守されているかどうかを、新たなガバナンス体制の下に置かれた常勤の監査等委員が常時監督する。

(参考) GPIFデリバティブ取引に関する新たなルール

- 以下の内容は、P35の内容を事例を示して分かりやすく説明するために、厚生労働省が作成し、平成28年2～3月に与党に示したもの。
- ルール1については、昨年12月成立の「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」において措置済。
- ルール2以下については、10月1日以降、経営委員会で議論されて具体的な内容を定め、業務方法書に反映。(業務方法書の変更は厚生労働大臣の認可事項)

【法律】

ルール1 利用目的の制限

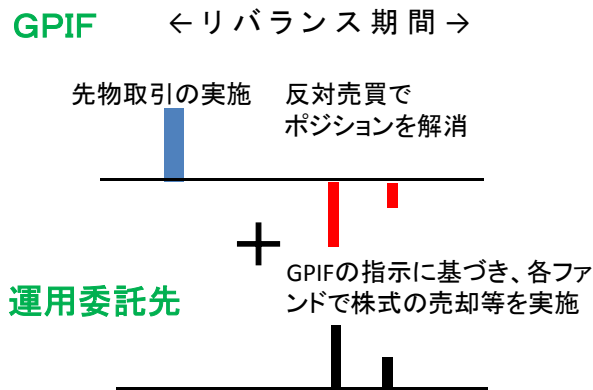
- 「リスク管理を目的として行う取引」に限定することをGPIF法において明確化

【業務方法書で規定(大臣が認可後、公表)】

ルール2 利用機会の制限

ルール3 利用額の制限

- 資産の売買が一定期間内に行われる場合に限定
(利用機会の制限)
- 予定する資産配分変更の範囲内の利用に限定
(利用額の制限)



ルール4 リスク量の測定・管理

- デリバティブ利用時は、毎日、リスク量を測定し、監視
- システムによる監視、取引担当者以外の者によるチェックを実施

ルール5 利用時の経営委員会の関与

- 経営委員会(複数の専門家で構成)への事前又は事後の報告義務付け

ルール6 常勤の監査委員が常時監視

- 監査委員が投資決定の場合等に同席、システム通じリスク量の変化等を確認

- × 投機目的の取引を排除
- × 1回のデリバティブ取引が長期のものとなることを排除
- × 保有資産に対するデリバティブの比率が、過大となることを排除
- × 保有株式の売却等を伴わない株価指数先物取引を行わない

執行部任せとせず、第三者の目で、執行状況を監視

※ルールに反した取引を行った場合、当該職員は懲戒処分の対象になりうる